



Experts Comptables - Commissaires aux Comptes

43, rue de Liège 75008 Paris

Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 - Fax 33 (0) 1 42 94 93 29

E-mail : contact@caderas-martin.com

【2014年度予算法案 (PLF)】

2014年度予算包含の主要条項は現在議会にてまだ協議中です。前年予算法の重要な点を以下にまとめてみます。

I- 法人税(IS)の税率

2013年1月1日以降終了の事業年度について、法人税 (IS = Impôt sur les Sociétés) の税率は変更なしで、33.33%と定められています。

763,000ユーロ以上の法人税を払う企業においては3.3%の社会保険補填税がかかります。

また、2013年12月31日より2015年12月30日の期間に決算日を持つ、課税対象売上が2億5千万ユーロを越える企業は、法人税額の10.7% (2012年は5%)を特別付加税として支払う義務があります。

II- 法人税の欠損金繰越

A) 欠損金の繰越

利益が100万ユーロ以下の企業には、変更はありません。欠損金の繰越は制限なくできます。

2012 年 12 月 31 日以降の決算日から、利益が 100 万ユーロを超える企業の場合、過去の欠損金額は、100 万ユーロとそれを差引いた当該年度の利益の 50%を割増した金額までしか繰り越すことができなくなります。残りの欠損金は、無期限に繰り越すことが可能です。

B) 欠損金の繰戻し(キャリーバック)

欠損金の繰戻しは、過去一事業年度に制限されることになりました。従って前年度の利益にのみ、繰戻しが可能ということになります。上限は 100 万ユーロです。

C) 高額報酬税

2013 年と 2014 年に企業が個人に支払った報酬が 100 万ユーロを超える場合、超過分に依じて売上高の 5%を上限として 50%の税金が企業より支払われることとなります。この税金は損益から控除されません。

III- 損益に関わる課税・措置

A) 資本参加証券譲渡益の課税

2012 年より 2 年以上所有の資本参加証券の譲渡益に対しては 12%の課税がされます。尚、同決算期の譲渡損との相殺は認められません。

B) 財務費用の一部損金不算入

財務費用ネット額が少なくとも 300 万ユーロを超える場合は、この財務費用ネット額の 15%分を損金不算入にするという規定が提案されています。2013 年 12 月 31 日以降の決算期より適用されます。2014 年以降は 25%分の損金不参入となる見込みです。

対象となるのは、連結納税の場合、グループ企業外で発生した財務費用です。連結納税が必要なケースなどです。

C) 配当付加税

配当金に対して、3%の付加税が課せられることとなります。配当支払日の次の予定納税の際、法人税の付加税も合わせて支払を行うこととなります。(この税は、外国の有価証券集団投資機関 OPCVM へ支払われていた配当金に関する源泉徴収の廃止に伴う税収減少を、補填するために設けられました。)

付加税は、2008年8月6日付EU指令に定められている中小企業PMEを除く企業に適用となります。対象外となる中小企業とは、従業員が250名以下の企業で、売上が5千万ユーロを下回るか、あるいは、BS合計が4千300万ユーロを下回る企業です。また同じ税務上のグループにも適用されません。

D) 中小企業におけるロボットの特別減価償却

中小企業は2013年10月1日から2015年12月31日までに取得、あるいは製造された産業用ロボットに対して、耐用年数2年（24ヶ月）の特別減価償却措置を受けられるようになる見込みです。

IV- 定額法人税 (IFA)

2013年まで定額法人税 (IFA)は、法人税の課せられる企業に支払う義務があり、売上高が1千5百万ユーロを超える企業が対象となっていました。この税金は、2014年以降廃止となりました。

V- 試験研究タックスクレジット (C. I. R)

A) これまでの措置

2008年1月1日以降、産業及び商業を営む企業は研究費100Mユーロまでは30%、それ以上に対しては、5%のタックスクレジットが享受できることになっています。

さらに、試験研究タックスクレジットは研究開発費用のボリュームに対してのみ計算され、以前のように増加分に対して計算されることはなくなりました。

中小企業と新規企業に対するタックスクレジットの即時還付には、いくつかの条件が伴います。

2013年1月1日より、研究以外でのプロトタイプ構想のために作成あるいは新規購入した試算の減価償却費、人件費、作動費、特許、商標、モデルタイプに関わる費用に関しても、中小企業は、タックスクレジットの計算ベースに参入することができるようになりました。

これらの措置から、研究開発分野において、フランスが魅力的であることは引き続き変わりません。

VI - 付加価値税 (TVA)

2014 年より以下の税率になります。

- 普通税率	20,00%
- 中間税率	10,00%
- 軽減税率	5,50%
- 超軽減税率	2,10%

VII - 給与税

給与税 (Taxe sur les Salaires) は、原則として TVA の課税対象となっていない企業 (駐在員事務所や団体等) が従業員に支払った給与にのみ適用されます。

2014 年度はベースになる給与額が、以下のようになります。

年次グロス給与額	税率
7 665 € 以下	4.25%
7 666 € - 15 307€ 以下	8.50%
15 308 € - 151 200€ 以下	13.60%
15 201 € 以上	20.00%

IX - その他の措置1) 従業員の企業貯蓄を対象とした定率社会保障費の上昇

業績参加 (Intéressement)、従業員の利益参加 (Participation)、従業員の企業貯蓄プランへの企業補足分 (Abondement)、そして一部の管理職や経営陣 (生命保険を除く) のための追加保険などにおける 8% の定率社会保障費 (Forfait Social) フォルフェ・ソシアルの企業側負担の掛金が 2012 年 8 月 1 日より 20% になります。

2) 乗用車購入における特典システム

2014 年 1 月 1 日以降、従来の特典システムは厳しくなる見込みです。特典適用基準は 1 キロメートル当たりの CO2 排気量が 130 グラムに引き下げられ、最大特典額は 8.000 ユーロまでになる見込みです。

X - 2013 年度個人税制関連A) 所得税 (IR)

2013 年度所得税 (IR) の税率は 5 つあり、5.5% から 45% まで、下記の 6 段階の課税得に分かれます。

課税所得 €	税率
6 011 € 以下	0
6 012 € - 11 991 €	5.50%
11 992 € - 26 631 €	14.00%
26 632 € - 71 397 €	30.00%
71 398 € - 151 200 €	41.00%
151 201€ 以上	45.00%

2011 年度の所得税より、1 人の世帯の場合 250.000 ユーロから 500.000 ユーロまで、二人の世帯の場合は、500.000 ユーロから 1.000.000 ユーロの所得における 3% を高所得者特別負担税として納める必要があります。一人の世帯の所得が 500.000 ユーロを越える場合、また二人の世帯が 1.000.000 ユーロを越える所得がある場合は、この高所得者特別負担税の税率が 4% に上がります。

一方、家族係数による減税効果は 2012 年度に比べ、制限される見込みです。(子供一人に対して 0.5 の係数が付加されますが、減税効果の上限が 2000 ユーロから 1500 まで引き下げとなります。)

雇用者によって支払われた補足医療保険の雇用者負担分に対して、従業員に所得税が課税される見込みです。

B) 富裕税 (ISF)

-2014 年 1 月 1 日以降、2013 年度の税率区分を継続維持することを予告しています。

課税対象資産純額 (ユーロ)	累進税率
800.000 以下	0%
800.001~1.310.000	0.50%
1.310.001~2.570.000	0.70%
2.570.001~500.000.000	1.00%
500.000.001~10.000.000	1.25%
10.000.001 以上	1.50%

*

* *

結論としまして、**2013**年の税金は、個人においても、企業にとってもその負担額が増加することになります。

代わりに、**2013**年1月1日から適用となった CICE (競争力・雇用税額控除) が **2013**年の企業会計にポジティブに反映されてくるはずです。

CICE の金額は、法定最低賃金 SMIC (時間外労働分を除く最大月額給与 3.575 ユーロ) の 2.5 倍以下を限度とするグロス給与の 4%です。**2014**年1月1日以降に支払われた給与からは、6%の額が法人税から控除されることになります。

ちなみに、CICE は非課税です。